

訪問看護ステーション センターキュア 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社 センターキュア が開設する 訪問看護ステーション センターキュア (以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた要介護者〔要支援者〕等(以下「利用者」という。)に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復をめざして支援する。

2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション センターキュア
- (2) 所在地 千葉県館山市亀ヶ原751番1

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(看護師)
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 職員 常勤換算で2.5名以上の看護師または准看護師が、常にいるような配置になっています。
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 ステーションの営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから関連機関に主治医の選定を依頼する。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(苦情処理)

第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(実施地域)

第9条 館山市、南房総市、安房郡鋸南町とする。他の区域は相談による。

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(健康保険法の指定訪問看護の利用料)

- 第11条 訪問看護を提供した場合、基本利用料はそれぞれの保険の負担割合に応じて徴収するものとする。
- 2 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- 3 その他利用料として、次の額を徴収する。
- (1) 営業時間内で2時間を越える訪問看護料：30分当たり2,000円
- (2) 営業時間以外で2時間を越える訪問看護料
- ア 午後6時から午後10時までと午前7時から午前9時までは：30分当たり2,500円
- イ 午後10時以降午前7時までは：30分当たり3,000円
- (3) 営業日以外の訪問看護料：1日3,000円
- 2時間を越える場合は上記(1)、(2)に準じる。
- 4 訪問看護に要した交通費は実費を徴収する。なお、自動車による訪問については片道5kmまでは300円とし、5kmを超える場合には1km増す毎に50円の加算とする。
- 5 日常生活上必要な物品 実費
- 6 死後の処置料 20,000円

(介護保険法の指定訪問看護の利用料)

- 第12条 訪問看護を提供した場合その費用の各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額を利用料として徴収する。その他の利用料として、通常の訪問看護の実施地域以外への訪問看護にかかる交通費を徴収する。

(個人情報の保護)

- 第13条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項(1)に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社センターキュアとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成25年2月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

この規程は、平成31年2月25日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

訪問看護ステーション センターキュア 運営規程の新旧対照表

新	旧
<p>平成25年2月1日から施行</p> <p>第1条 有限会社 センターキュア が開設する 訪問看護ステーション センターキュア (以下「ステーション」という。) が行う指定訪問看護 <u>〔指定介護予防訪問看護〕</u> の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者 (以下「看護師等」という。) が、要介護状態 <u>〔介護予防にあっては要支援状態〕</u> にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護 <u>〔指定介護予防訪問看護〕</u> (以下「訪問看護」という。) の必要を認めた <u>要介護者〔要支援者〕等</u> (以下「利用者」という。) に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。</p> <p>第2条 1 (略)</p> <p>2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、<u>関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉機関</u>との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>第3条～第7条 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(苦情処理)</u></p> <p>第8条 <u>事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>第1条 有限会社 センターキュア が開設する 訪問看護ステーション センターキュア (以下「ステーション」という。) が行う指定訪問看護事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者 (以下「看護師等」という。) が、要介護状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護 (以下「訪問看護」という。) の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。</p> <p>第2条</p> <p>2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、<u>関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関</u>との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p>

<p>(実施地域)</p> <p>第9条 館山市、南房総市とする。<u>他の区域は相談による。</u></p> <p>(緊急時等における対応方法)</p> <p>第10条 1 (略)</p> <p>2 <u>事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあつては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>(健康保険法の指定訪問看護の利用料)</p> <p>第11条 1～6 (略)</p> <p>(介護保険法の指定訪問看護の利用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(追加)</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第13条 <u>事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。</u></p> <p>2 <u>事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。</u></p> <p>(その他運営についての留意事項)</p> <p>第14条 1～3 (略)</p> <p>平成31年2月1日から施行</p> <p>(実施地域)</p> <p>第9条 館山市、南房総市、<u>安房郡鋸南町</u>とする。他の区域は相談による。</p>	<p>(実施地域)</p> <p>第8条 館山市、南房総市とする。</p> <p>(緊急時等における対応方法)</p> <p>第9条</p> <p>2 看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。</p> <p>(健康保険法の指定訪問看護の利用料)</p> <p>第10条</p> <p>(介護保険法の指定訪問看護の利用料)</p> <p>第11条</p> <p>(その他運営についての留意事項)</p> <p>第12条</p> <p>(実施地域)</p> <p>第9条 館山市、南房総市とする。他の区域は相談による</p>
--	---

<p>(健康保険法の指定訪問看護の利用料) 第11条 1～5 (略) 6 死後の処置料 <u>20,000円</u> (介護保険法の指定訪問看護の利用料) 第12条 訪問看護を提供した場合その費用の各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額を利用料として徴収する。その他の利用料として、通常の訪問看護の実施地域以外への訪問看護にかかる交通費を徴収する。</p> <p>平成31年2月1日から施行 (事業所の名称等) 第3条 (2) 所在地 <u>千葉県館山市亀ヶ原751番1</u></p> <p>令和3年4月1日から施行 <u>(虐待の防止のための措置に関する事項)</u> 第14条 <u>事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。</u> <u>(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。</u> <u>(2) 虐待の防止のための指針を整備する。</u> <u>(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。</u> <u>(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。</u> 2 <u>前項(1)に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。</u> (その他運営についての留意事項) 第15条 (略)</p>	<p>(健康保険法の指定訪問看護の利用料) 第11条 1～5 (略) 6 死後の処置料 10,000円 (介護保険法の指定訪問看護の利用料) 第12条 訪問看護を提供した場合その費用の1割を利用料として徴収する。その他の利用料として、通常の訪問看護の実施地域以外への訪問看護にかかる交通費を徴収する。</p> <p>(事業所の名称等) 第3条 (2) 所在地 千葉県館山市正木4582番地の2</p> <p>(新 設)</p> <p>(その他運営についての留意事項) 第14条</p>
--	---